

幼稚園・認定こども園が行う処遇改善等加算（区分3）に係る園内研修の取扱いについて

幼稚園及び認定こども園が行う園内における研修（以下「園内研修」という。）について、中核リーダー（副主幹保育教諭）及び専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲でそれぞれ処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）における研修要件として、修了すべき研修時間に含むことができることからその取扱いを以下のとおりとする。

1 過去該当の園内研修

令和元年6月24日以降の園内研修を該当とする。

2 事前の届出

園内研修を実施する施設は、研修毎に、研修予定日の1か月前までに広島県知事に対し様式第1号による届出書を提出する。（令和5年以降実施分）

3 研修の確認

区分3の申請にあたって、区分3対象職員が受講した園内研修を区分3に係る研修とする場合は、様式第2号による修了証明書、研修後のレポート等を処遇改善等加算の申請書に添付する。

4 研修の講師

- ・研修内容に関し十分な知識及び経験を有すると県、市町村又は県が認めた関係団体が認める者
- ・大学等の教員で研修内容を専門とする者

※「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修受講要件について」（令和7年9月16日こども家庭庁・文部科学省担当課長連名通知）I. 2（1）及び3（1）のとおり

5 研修内容等

- ・幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
- ・園内研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

6 研修修了の証明

- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する幼稚園及び認定こども園が研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。